

第7回 ASEM（アジア欧州会合） 関税局長・長官会合について

関税局参事官室（国際機構担当）課長補佐 井田 直樹

1. はじめに

11月12日、13日の2日間、横浜において、青山関税局長の議長の下、ASEM（Asia-Europe Meeting：アジア欧州会合）関税局長・長官会合が開催された。ASEM メンバーのうち37ヵ国・機関から関税局長・長官等が参加、また、世界税関機構（WCO：World Customs Organization）の御厨邦雄事務局次長もオブザーバーとして出席した。

本件会合の我が国での開催は初めてである。メンバー国から総勢約100名の参加者を迎え、また、報道も、地元横浜を始め全国紙でも取り上げられるなど、我が国が主催する国際会議としてはかなり大規模なものであった。

2. ASEM とは

ASEM はアジア・欧州間の協力関係強化を目的として、1994年にゴー・チョクトン・シンガポール首相（当時）が提唱し、1996年より開始された対話プロセスである。アジア・欧州の対等のパートナーシップを基礎とし、政治対話促進、経済面での協力強化及び文化・社会面での協力促進に取り組んできている。

ASEM メンバーは、開始当初は26ヵ国・機

関であったが、EU の拡大、アジア側メンバーの新規参加により、現在はアジア側が16ヵ国及び ASEAN 事務局、欧州側が EU27ヵ国及び欧州委員会（EC）の計45ヵ国・機関となっている。

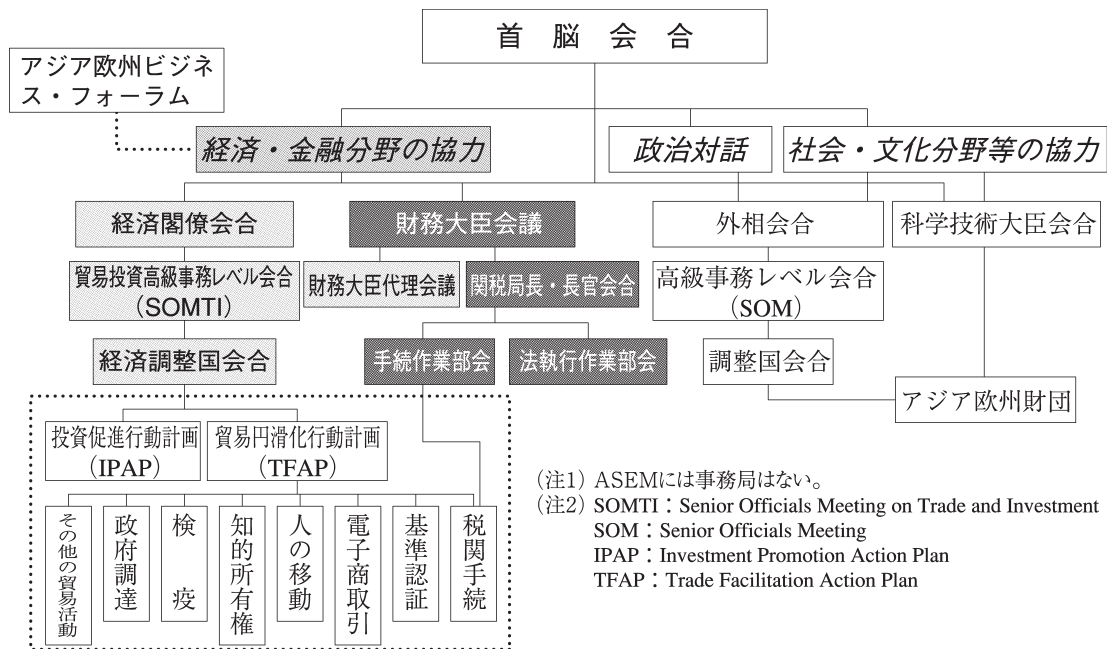
ASEM では2年に一度首脳会合が、また、外務、経済、財務の各大臣会合がそれぞれ開催されてきている。関税局長・長官会合は1996年の第一回 ASEM 首脳会合において我が国橋本総理（当時）の提案に基づき財務大臣会合の下に設置され、同年の第一回会合以降、アジア・欧州側が交互に議長を務め、これまでに6回の会合が開催されてきている。（別紙1：ASEM の構成及びメンバー）

（参考）ASEM 関税局長・長官会合開催実績

- | | | |
|-----|----------|--------------|
| 第1回 | 1996年6月 | 深圳 |
| 第2回 | 1997年6月 | ウィーン |
| 第3回 | 1999年6月 | ブリュッセル（議長日本） |
| 第4回 | 2001年7月 | ストックホルム |
| 第5回 | 2003年9月 | ソウル |
| 第6回 | 2005年6月 | ピーブルズ（英国） |
| 第7回 | 2007年11月 | 横浜 |

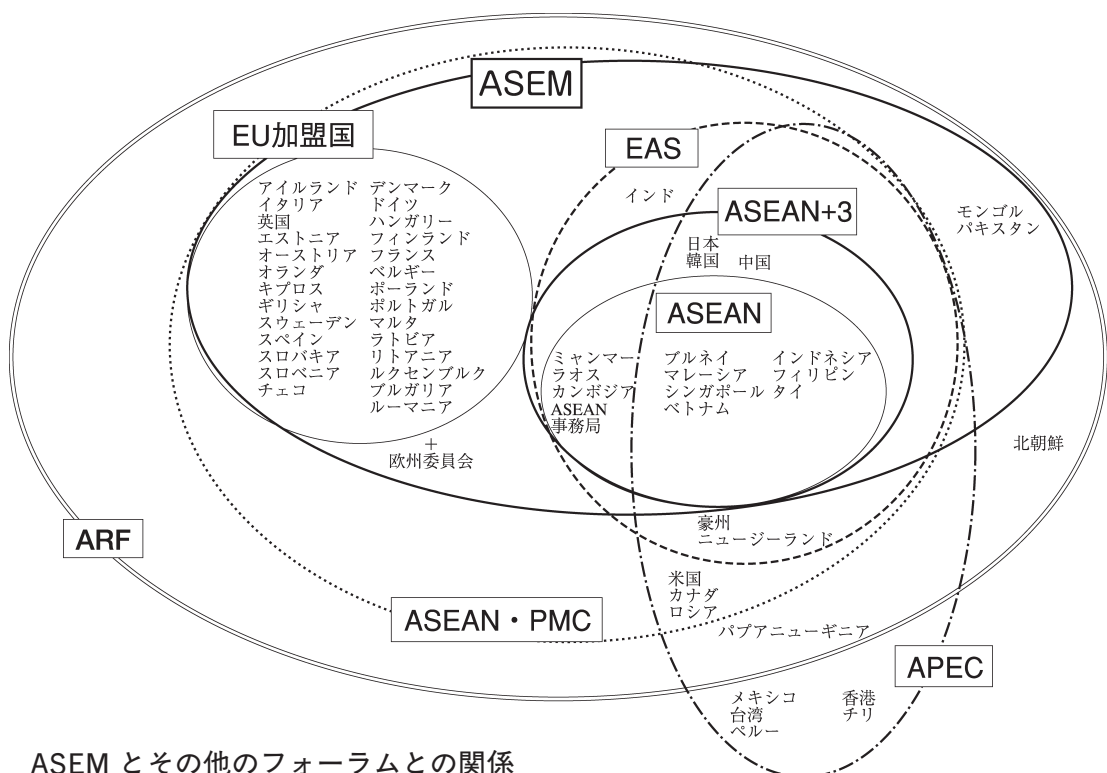
別紙 1－1

ASEM の枠組み



別紙 1－2

ASEM とその他のフォーラムとの関係



ASEM とその他のフォーラムとの関係

3. 第7回ASEM関税局長・長官会合の意義

このように、ASEMではアジア・欧州間の協力促進に向けこれまで様々な活動が行われてきている。昨年9月にフィンランドで開催された第6回ASEM首脳会合では、これまでのASEMの10年を振り返りその評価を行うとともに、新しいアジア・欧州間協力のあり方についての議論が行われた。

関税局長・長官会合も、第1回会合から10年が経過し、今次会合はこれまでのアジア・欧州間の税関分野活動の一つの節目となる会合となった。

会合の開始にあたっての青山関税局長の開会挨拶においても「今年はアジア・欧州間協力の新たな10年に踏み出す年である。この新たな一歩を踏み出す年に、我々アジア欧州の税関関係者が一堂に会するこの会合をアジア・欧州税関間協力の新たなスタート地点と位置づけることを提案したい。」旨の発言がなされ、参加各国の賛同を得たところである。これに対し欧州委員会、フランスより、我が国ホストに対する感謝の言葉が述べられた。



左からエルリング フィンランド局長、フォルネル フランス局長。ハーン ドイツ局長

4. 会合における主な論点

今次会合では、①安全かつ円滑な貿易、②知的財産保護、③環境への取組、④税関協力・能力構築、⑤将来のASEM税関分野活動、につき議論が行われた。

(1) 安全かつ円滑な貿易

安全かつ円滑な貿易については、この両者をリスクアプローチにより実現するための「WCO基準の枠組み」(注1)、及びその柱の一つである官民協力の方策としてのAEO(Authorized Economic Operator: 認定された経済事業者)(注2)に関する議論が大きく取り上げられた。

御厨WCO次長による「WCO基準の枠組み」実施状況の現状説明に続き、EU-中国間のAEOパイロットプロジェクト、欧州におけるAEO制度に関する説明がなされた。我が国からは、坂口関税局審議官より“AEO: Japanese Perspective”とのタイトルで、9.11同時テロ以降の世界のテロ対策・AEO実施状況の経緯、我が国のAEO制度概略及び相互認証に係る協議・研究の現状につき説明がなされた。



ASEM 関税局長・長官会合議場



青山局長とテオ シンガポール局長



議長をつとめる青山局長

テロ対策に関しては、財務省関税局の「検査機器に関する懇話会」メンバーでもある越光男東京大学大学院工学系研究科教授より“Science and Technology for Counter-Terrorism in Japan”とのタイトルで、大型 X 線装置、テラヘルツ波を用いた検査や爆発物探査機器など、我が国税関で活用している先進技術を用いた検査機器につき紹介が行われた。

これらプレゼンテーションを踏まえた議論では、「基準の枠組み」の実施、特に AEO の相互認証の重要性を指摘する声が多く聞かれた。また、多くのメンバーから、米国向けコンテナに対し外国の港で100%検査を求める最近の米国の法制につき、その効率性、実用可能性及び世界貿易に与える影響に関する懸念が表明された。本件については、ASEM メンバー間及び米国との間で、安全かつ円滑な貿易の流れを確保するための最良の政策につき意見交換を行うことが有用であろう旨の合意がなされた。更に、WTO ドーハラウンド交渉に関し、特に税関当局が重要な役割を占める貿易円滑化交渉に積極的に参画、交渉の早期かつ成功裏の妥結を促進することで合意がなされた。

(注1) WCO 基準の枠組み：税関当局が国際貿易の安全確保及び円滑化をするために国際的に実施すべき方策を基準としてとりまとめたもの。

(注2) AEO：サプライチェーンにおいて安全基準を遵守しているとして税関当局等が認定した業者に対し、税関手続の簡素化やセキュリティに関する優遇等の便益を付与する制度。

(2) 知的財産保護

海賊版・模倣品の拡散は、消費者の健康・安全への脅威であるのみならず、イノベーションの促進を通じた世界経済の持続的成長に対する障害であるとの認識の下、知的財産保護に関して議論が行われた。

英国からは EC の知的財産保護に関し、2005 年の EU 議長国時に取りまとめた行動計画及びその進捗状況につき説明がなされた。また、フランス、ハンガリーからも欧州側の取組につき説明があった。

アジア側からは日本、中国、韓国の取組に関しそれぞれ説明があった。我が国からは塚越大臣官房参事官より”Japan Customs’ Role in



各国代表の集合写真

the IPR protection”とのタイトルの下、水際取締における税関の役割、特に権利者との協力関係強化について、また地域的取組の一例として日中韓三ヵ国の税関当局による知財関連作業部会の活動について、更に世界規模の取組として、現在議論が進められている国際的法的枠組みに関する ACTA（注 3）の現状につき説明が行われた。また、御厨 WCO 次長からは、WCO で 2007 年 6 月に採択された SECURE（注 4）の進捗につき説明がなされた。

これらに関する議論では、各国の税関当局の知的財産保護に関する活動を評価するとともに、知財保護に向け、国別、二国間、地域間、また国際的な取組の重要性を指摘する意見が提示され、多くの ASEM メンバーが ACTA、SECURE を支持、参加することへの期待が表明された。また、特に経験を有する知的財産専門家など税関における人材を育成することの重要性も指摘された。

（注 3） ACTA：（Anti - Counterfeiting Trade Agreement）知的財産権保護の執行分野における国際的スタンダードの確立を目指した条約構想

（注 4） SECURE：（Standards Employed by Customs for Uniform Rights Enforcement）知的財産関係法令及び取締りの整備、リスク分析及び情報共有、技術支援等について取り組むべき暫定的基準。

（3）環境への取組

環境問題は世界共通の課題として、近年、様々な枠組みでその対応につき議論が行われているところであり、今次会合においても、ASEM 関税局長・長官会合として初めて環境問題を議題として取り上げられた。

我が国からは石野耕也環境省大臣官房審議官（前職：名古屋税関長）から、気候変動、生態系の変化など世界における環境問題の現状、及び「美しい星 50」などの我が国の環境への取組、有害廃棄物の我が国への輸出入の現状、更に環境問題に税関が果たすべき役割につき説明がなされた。この説明の中では、2007 年 7 月から横浜税関が取組を始めた有害物品の不正輸出防止策の成果の一例として、有害物品を含むバッテリーの不正輸出摘発事例が紹介された。

御厨 WCO 次長からは、水際における環境有害物品の取締りの重要性、バーゼル条約（注 5）、ワシントン条約（注 6）、モントリオール議定書（注 7）といった多国間環境条約の概要及び、WCO における環境への取組につき説明があった。

環境問題に関する議論では、輸入側のみならず、輸出側の取組も重要であることが指摘された。税関として世界規模問題である環境保護にいかに取り組んでいくにつき議論が行われ、
①各国税関が関係国際機関等と協力し、多国間環境条約に基づき厳格に執行していくべきこと、
②これら執行に関する情報交換等を通じ国際的

な対話と協力を強化、税関として環境問題に貢献していくことにつき合意された。

（注5） バーゼル条約：有害廃棄物の国境を越える移動に関する条約。

（注6） ワシントン条約：絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約。

（注7） モントリオール議定書：オゾン層を破壊するおそれのある物質を規制する議定書。

（4） 税関協力・能力構築

ASEMにおける税関協力の現状として、EUより欧州税関の技術協力のガイドラインである”Customs Blueprint”について、フィリピンよりASEANで進められているASEANシングル・ウィンドウの進捗状況について、また、御厨 WCO 次長より WCO における技術協力の現状について説明がなされた。我が国からは、ASEM 加盟国におけるシングルウィンドウの進捗を歓迎するとともに、ASEM 域内における貿易関係書類の電子化を促進するために、わが国の通関ネットワークシステムである通関情報処理システム（NACCS）と各国の通関ネットワークシステムとを連携させ、輸出入者による国際標準を用いた貿易関係書類のシームレスな交換をプロトタイプとして行うことを提案した。

その後の議論では、今次会合の議題で取り上げられた課題に効果的に対応するためには ASEM メンバー間の税関協力や官民協力が不可欠であることが指摘され、特に情報交換、情報通信技術（ICT）の応用、先進技術の活用、人材育成の重要性が指摘された。

（5） ASEM 税関分野活動の将来の方向性

ASEM における税関分野活動では、これまで、関税局長・長官会合の下に手続作業部会、法執行作業部会の二つの作業部会を設置し、専門家による議論がなされてきている。しかしながら、税関当局を取り巻く環境の変化に伴い、これら二つの作業部会の活動内容に重複が見られるようになってきたことから、今後の ASEM における税関分野の活動を効率化するために、これら二つの作業部会を一つの作業部会に統合するとともに、知財保護、安全かつ円滑な貿易など、テーマごとに焦点を当てた作業部会に改組すべきとの提案がなされ、議場において合意された。

5. 横浜宣言

会合の最後に、本件会合での議論を踏まえ、各メンバーによる合意事項を取りまとめた文書として「横浜宣言」が採択された（別紙2参照）。横浜宣言では、今次会合で取り上げたそれぞれの課題に関し ASEM メンバーの税関当局が取り組むべき事項につき述べられているとともに、その実現には税関間協力の強化が不可欠である旨謳われている。

横浜は、日本初の近代税関が置かれ、開港以来、日本の貿易の中心地として日本の近代化を牽引してきている。ASEM 関税局長・長官会合において、我が国物流・税関にとって大きな意味を持つこの横浜の名を冠した宣言文が採択されたことは、歴史的に有意義なことである。

6. 終わりに

冒頭にも述べたとおり、ASEM はその発足

以来10年が経過し、アジア・欧州間協力の新たな10年に踏み出したところである。この機会に、我が国が ASEM 関税局長・長官会合を主催し、税関当局にとっては新たな挑戦である環境問題への取組につき取り上げ、また、ASEM 税関分野の活動の効率化のための改組を実現、そして今後のアジア・欧州税関間協力の指針ともなる横浜宣言を発出したことは、ASEM 税関分野の将来の活動に向けた大きな転機となったと言える。また、ASEM メンバーに対しても、我が国が ASEM において牽引役を務めていることを改めて印象づけた点で大きな意味を持つ会合となった。参加各国からも、今次会合の意義深さに関する賛辞、謝意が多く寄せられており、会合は成功裏に幕を閉じたものと確信している。

ASEM 関税局長・長官会合は、大規模な会

合であり、また、議論内容も多岐にわたったことから、その開催準備には相当の労力を投入することとなったが、財務省関税局関係者、また、会場運営及び関連行事の実施に重大な役割を果たした横浜税関、参加者の我が国受け入れに多大な支援を行った東京税関など、多くの関係者の努力の積み重ねにより今次会合を成功裏に終了することができたことに、担当者の一人として厚く御礼申し上げる。我が国税関が今後もアジア・欧州税関間協力の牽引車としての役割を十分に果たしていくため、引き続き関係者一体となって対応を進めて行きたい。

(文中、意見に係る部分は全て筆者の私見である。)

(以上)

別紙 2

横浜宣言（仮訳）

—新しい時代の ASEM 税関協力強化—

第7回 ASEM 関税局長・長官会合が開催された横浜は、1859年に開港し我が国が世界との貿易を再開してから150周年を迎えようとしている。横浜は、日本の近代税関が初めて設置された場所であり、それ以来貿易の中心地として、日本の近代化を牽引、今日の経済繁栄をもたらした。

我々は、アジア・欧州間税関協力の新たな10年に踏み出すこの会合において、変化する環境の中、そして新しいチャレンジの時代の中、税関が果たすべき役割につき認識を共有した。

ASEM 税関当局は、「安全かつ円滑な貿易」「知的財産保護」「社会・環境保護」「不正との戦い」に積極的に取り組んでいくこと、その実現のためにメンバー税関間の協力を強化していくことを、ここ横浜で宣言する。

1. ASEM 税関当局が果たすべき役割

- グローバリゼーションが進展する中で、サプライチェーン・セキュリティと円滑な貿易の両立、知的財産保護を含む公正かつ安全な貿易の確保、新たな脅威や不正手法に対抗するための効果的な社会の保護、持続的な開発の基礎となる環境への配慮、はアジア・欧州の主要な共通課題である。
- このため、ASEM 税関当局は、ASEM メンバーの国境における主要な行政機関として個別の努力及び集団としての協力を継続することとし、第7回関税局長・長官会合においては、上記の課題に対する

税関の取組みについて大要下記の通り議論を行った。

2. 安全かつ円滑な貿易への税関の貢献

- サプライチェーン・セキュリティと貿易円滑化の両立は世界経済の持続的成長の基礎である。
- このため、ASEM 税関当局は ASEM 貿易円滑化行動計画2006-2008及び ASEM 法執行作業部会行動計画2007-2009を採択し、
 - －WCO「基準の枠組み」の実施を加速させることが重要であること、そのためにコロンバス・プログラムの実施を通じた技術支援が重要であることを確認した。
 - －「基準の枠組み」の枢要な一部である AEO 制度を構築し、ASEM メンバー間で AEO 制度の相互認証を進めていくことで合意した。
 - －円滑な貿易の基礎である WCO 改正京都規約の重要性を認識し、ASEM メンバーの早期加入・実施を進めるべきことを再確認した。
 - －メンバーのシングルウィンドウの進捗に留意しつつ、システムの連携を図るための方策を検討することを合意した。
 - －大詰めを迎えている WTO ドーハラウンドの早期かつ成功裏の妥結に期待を表明した。その一環として、特に税関が主要な役割を占める貿易円滑化交渉については、
 - (1) ASEM メンバーの各税関が各政府内での交渉はもとよりジュネーブでの同交渉に積極的に参画するとともに、
 - (2) WTO に対し同交渉やこれを支援する技術支援活動において、各税関や WCO の知見を引き続き活用するよう慫慂した。
 - －米国に向けられたコンテナに対し外国の港において100%スキャンを求める最近の米国の法制につき、その効率性、実用可能性及び世界貿易・海上輸送に与える影響に関する懸念を表明した。この点につき、ASEM 税関当局は、メンバー間、及び米国との間で、安全かつ円滑な貿易の流れを確保するための最良の政策につき意見交換を行うことが有用であろう旨合意した。

3. 知的財産保護に関する税関の貢献

- 模倣品・海賊版の拡散は、消費者の健康や安全への脅威であるのみならず、イノベーションの促進を通じた世界経済の持続的成長に対する障害である。この問題に対抗するため、本件を優先事項とし、また、特に経験を有する知的財産専門家など税関における人材を育成することが重要である。
- この問題の重要性を認識し、ASEM 税関当局は、
 - －知財保護のための地域協力を歓迎、ASEM 税関間でこのような地域協力を強化することで合意した。メンバーは、その一例として、日本、中国、韓国の税関当局が作業部会を立ち上げ、知財保護のための情報交換の促進を含む行動計画を取りまとめたことに留意した。
 - －欧州における知的財産侵害に対抗するための行動計画の進捗、ハイリグendum・サミットにおけるドイツの議長としての取りまとめ、また、2008年の G 8 議長国である日本及び EU 議長国であるフランスにおいて各国税関が知的財産保護を優先事項とするために進めている準備に留意した。
 - －知的財産保護のベストプラクティス共有を促進する SECURE（注1）の正式な採択に向けた議論に参加するとともに、その人材育成に積極的に貢献することに合意した。
 - －知的財産を強化するための新しい国際的枠組みである「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）」構

想の提案に留意するとともに、その具体化に向け、議論が加速されることに期待を表明した。
－来年2月に WCO、インターポール、WIPO が共催する世界模倣品・海賊版撲滅会議を支持することで一致した。

（注1） SECURE: Standards Employed by Customs for Uniform Rights Enforcement

WCO において議論されている、税関における知財保護及び執行のための基準。

4. 新たな脅威や不正手法に対抗するための効率的な社会保護

- 不正や密輸に対する共同的な取組みやテロ・組織犯罪への対策のための先端科学技術の活用が重要である。
- グローバリゼーションの進展、インターネット使用などによる新たな脅威に対抗するために、世界規模での税関の協力・協調を促進することが求められている。
－この実現のため、欧州委員会が主導している「ディアボロ2」など、合同での取り組みを実施することで合意した。

5. 環境問題に関する税関の貢献

- 環境問題は人間の安全・生活の質の確保や生態系・地球環境の保護にかかわる世界共通の課題であり、国際的な取組が不可欠である。ASEM はこの重要な課題に焦点を当て、例えば2006年の直近の ASEM 首脳会合で「ASEM 6 気候変動に関する宣言」を发出している。
- ASEM 税関当局としてもこの問題に対応すべきとの認識から、ASEM 関税局長・長官は今次会合で環境問題への取組みについて初めて議論し、
－各国税関が関係国際機関等と協力し、バーゼル条約（注2）、ワシントン条約（注3）、モントリオール議定書（注4）等多国間環境条約（MEA）を厳格に執行していくべきことを確認した。
－MEA の執行に関する情報交換等を通じ国際的な対話と協力を強化し、環境への取組みという地球規模の課題に貢献していくことで一致した。
（注2） バーゼル条約：有害廃棄物の国境を越える移動に関する条約。
（注3） ワシントン条約：絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約。
（注4） モントリオール議定書：オゾン層を破壊するおそれのある物質を規制する議定書。

6. 協力および人材育成

- 上記の課題に効果的に対応していくためには、ASEM メンバーの税関当局間、及び民間部門との協力が不可欠である。特に、情報交換、情報通信技術の応用、検査機器などへの先進技術の活用といった努力が重要である。人材育成は、必要な管理・執行の人材能力を確保するための鍵である。
- この観点から、ASEM 税関当局は、
－ASEM の枠組みを通じてアジア・欧州間における協力を進めるとともに、マルチの枠組みである WCO、その他重層的な協力の枠組みの促進が重要であることを確認した。
－ASEM における税関関連活動の合理化、効率の向上を図ることにつき合意した。
－様々な分野での官民協力の促進について議論した。

以上